

IV. 令和4年度後期 岸和田サテライト開講授業

1. 大学院授業科目

授業科目名 (英語表記)	憲法 (Constitutional Law)		
単位数	1	授業形態	講義・演習
担当教員	森口 佳樹		
開講	岸和田サテライト	区分	大学院
実施日・時間	第1回 11月5日(土) 9:00~12:00	第3回 11月26日(土) 9:00~12:00	
	第2回 11月19日(土) 9:00~12:00	第4回 12月17日(土) 9:00~12:00	
<p>【授業の概要・ねらい】 近時の最高裁判決には注目すべき判決が多い。かつてに比較して違憲判断例も増加し、これまでの判断基準と異なった判断手法を採用する例も多くなっている。本講義においては、人権規定に関する判例検討にやや重きを置きながら、これまでの判例の傾向とその変化、それに関する学説の評価について順次検討する。具体的には、国家公務員の政治的行為に関する判例、平等権と家族法に関する判例及び政教分離原則をめぐる判例等を取り上げることとする。</p> <p>【授業計画】 当面の具体的計画(提案) 学説のまとめと判例の紹介の二本立て</p> <ol style="list-style-type: none"> 公務員の政治的行為への制限 特別権力関係論 猿払事件、堀越・宇治橋事件 公法上のプライバシーの権利の充実 新しい人権の具体的展開 京都府学連事件、住基ネット事件、GPS捜査違憲事件等 平等権違反の判断基準の検討 尊属殺事件、非嫡出子相続差別事件、再婚禁止期間違憲事件 「君が代」関係事件 思想・良心の保障との関係 平成19年以來の諸判例とその深化 表現の自由の保障 明確性の理論との関係 徳島市公安条例事件と広島市暴走族条例事件 政教分離原則 信教の自由との関係 津市地鎮祭事件、愛媛県玉串料事件、空知太神社事件、那覇市孔子廟事件 経済的自由権への制限の判断基準 小売市場・薬事法事件から森林法・証券取引法事件へ 参政権 議員定数に関する問題 制度の変遷、判例における数的基準の定式化とその変化 生存権 法的請求権の有無・その性質 朝日・堀木訴訟から学生障害者無年金、制度後退禁止請求訴訟へ 立法的不作為の責任追及 在宅投票制度廃止事件と在外邦人選挙権訴訟 租税法律主義をめぐる議論 通達課税事件と旭川市国民健康保険条例事件 <p>講義は全体で4回である。第1回開始前に担当者の決定をする。受講者数により授業計画を変更することもあるので留意してほしい。</p> <p>【到達目標】 日本国憲法をめぐる諸問題の理解を深化させる。具体的には、最近の諸問題について学部生に理解できるだけの説明能力を身につけてもらいたい。</p> <p>【成績評価の方法・基準】 報告内容と討論への積極的参加、適宜のレポート等の内容により評価する。論述試験等は実施しない。</p> <p>【教科書】 あらかじめの指定はしない。</p> <p>【参考書・参考文献】 講義中に適宜紹介するが、開講前に最低1冊の最近の憲法概説書を通読しておくこと。判例集としては、ジュリスト別冊「憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ(第7版)」(有斐閣)をあげておく。</p> <p>【履修する上で必要な事項】 特になし。</p> <p>【授業時間外学修についての指示】 準備学習と復習に相当な時間、さらに授業内容に関連する課題に関する調査・考察に相当な時間、自主的に学習することが必要である。図書館における参考書やデータベースを活用し、学説・判例の理解を深めることが重要である。</p> <p>【授業理解を深める方法】 テーマに関係する論文や判例評釈等を参照することが有益である。</p>			